

(別紙)

調 査 要 領

(定員 30 人以上の大規模施設等向け)

1. 調査対象施設

添付の「対象施設一覧」のうち「定員 30 人以上の大規模施設等」に記載の施設を調査対象とする。

※「定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等向け」には別途市町村から依頼

2. 調査依頼日

2024年10月28日(月)

3. 提出期限

2024年11月15日(金)

4. 提出先

島根県高齢者福祉課施設サービス係

メールアドレス yagiura-akiko2@pref.shimane.lg.jp

※必ずメールにより提出してください。

5. 調査票様式

県ホームページの以下の箇所よりダウンロードし、作成願います

トップ>医療・福祉>福祉>高齢者福祉>介護保険【事業者向け】>

助成制度>施設整備関連>島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業

5. 記入要領

【シート「調査票」 ※施設用】

(1) 5か年加速化対策の実施状況について

①耐震化整備、②非常用自家発電設備整備、③ブロック塀等改修整備、

④水害対策強化の事業について、対策実施状況の回答欄に「○」を選択してください。

(2) 上記(1)の①~④において、「2. 対策を講じる予定がある」と回答いただいた介護施設等への質問です。

事業実施予定の時期についてリストから選択してください。

また、対策を講じるために必要な費用(単位:千円)について、1施設

当たりに係る費用を記載してください。

(3) 上記(1)の①～④において、「3. 必要性は感じているが、対策を講じる予定はない」と回答いただいた介護施設等への質問です。対策を講じることができない理由について、リストから選択してください。

(4) 上記(3)の①～④において、「その他」と回答いただいた介護施設等への質問です。

具体的な理由について教えてください。(自由記載)

(5) 近年の災害を踏まえ、防災・減災対策や大規模な停電、通信障害、断水等のインフラ障害に対応するため、国に対して補助金の新規メニュー等の要望があれば入力をお願いします。(自由記載)

※ 「対策を講じるために必要な費用」の欄には、1施設当たりの金額を入力してください。必要に応じて、国から介護施設等にお問い合わせさせていただく場合がありますのでご承知おきください。

※ 「対策を講じる予定時期」の欄には、対策を講じる予定時期が決まっている場合に具体的な時期を入力してください。

例) ・令和7年度までに実施予定

・令和8年度までに実施予定

・令和12年度までに実施予定 等

なお、現在、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金において、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じています。

※ 自治体への調査票提出にあたっては、ファイル名及びシート名を「①【介護施設等の名称】調査票」としているところ、「介護施設等の名称」の部分をご施設名に修正の上、提出してください。